

べっしひょうじゅんようしき だい じょうかんけい
別紙標準様式 (第7条関係)

かいぎ ろく
会議録

かいぎのめいしょう 会議の名称	ひらかたししゃかいふくししんぎかい だい かい しょうがいふくしせんもんぶんかかい 枚方市社会福祉審議会 第1回 障害福祉専門分科会
かいきいにちじ 開催日時	れいわ ねん がつ にち か 令和3年8月3日(火) 午前10時00分から 12時00分まで
かいきいばしょ 開催場所	ひらかたしやくしよ べつかん かい だい さいいんかいしつ 枚方市役所 別館4階 第3、4委員会室
しゅつせきしゃ 出席者	かいじょう ながおしよくわだいいり わらやまいいん こうのいいん やすだいいん さだいいん、 あずまいいん まえだいいん よこたいいん 東委員、前田委員、横田委員 リモート：みたかちよう たかはしいん もりもといいん 三田会長、高橋委員、森本委員
けつせきしゃ 欠席者	わだいいん 和田委員
あんけんめい 案件名	1. ひらかたししょうがいしゃけいかく だい じ かいていばんおよ びらかたししょうがいふくしけいかく だい 枚方市障害者計画(第3次)改訂版及び枚方市障害福祉計画(第 5期)・枚方市障害児福祉計画(第1期)の令和2年度進捗状況 について 2. しゅわ でつむぐすみよいまち ひらかたし手話言語条例の制定について 手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例の制定について 3. ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび せんとく 地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みについて 4. その他
ていしゅつめい 提出された資料等の 名称	資料1 ひらかたししょうがいしゃけいかく せいりょう ねんどうしんちよくじょうきょういちらん 枚方市障害者計画の令和2年度進捗状況一覧 資料2-1 ひらかたししょうがいふくしけいかく だい さいいんかいしつ だい さいいんかいしつ 枚方市障害福祉計画(第5期) 枚方市障害児福祉計画 (第1期) 障害福祉サービス等の令和2年度実績につ いて 資料2-2 ひらかたししょうがいふくしけいかく だい さいいんかいしつ だい さいいんかいしつ 枚方市障害福祉計画(第5期)・枚方市障害児福祉計画 (第1期) 成果目標の進捗状況について 資料3-1 ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび せんとく 地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みについて 資料3-2 こうろうしりょうしりょうぼうすい ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび せんとく 厚労省資料抜粋(地域生活支援拠点等の整備について) 資料4 しゅわ でつむぐすみよいまち ひらかたし手話言語条例 手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例 枚方市障害福祉計画(第6期)・枚方市障害児福祉計画(第2期)訂正
けつていじこう 決定事項	・ ちいきまいこうしゆすう せいりょう せいりょう せいりょう 地域移行者数について移行先や支援機関の有無また施設入所につ いてその原因等、公表できる範囲等について内部で検討する。 ・ れいわ ねんどうじりつしえんきよぎかい ほんかい せいべつかいしやう ちいきせいかつしえんきよぎかい 令和3年度自立支援協議会の国会及び差別解消の地域支援協議会 について書面会議やWeb会議も視野に入れ、開催を行う。
かいぎこうかいひこうかいべつ および非公開の理由 会議の公開、非公開の理由	こうかい 公開
かいぎろくこうひやう べつおよひこうひやう の別及び非公表の理由	こうひやう 公表
ぼうちようしか 傍聴者の数	3にん 3人

所 管 部 署 (事 務 局)	福祉事務所 (障害福祉担当)
----------------------	----------------

審 議 内 容

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から令和3年度枚方市社会福祉審議会 第1回障害福祉専門分科会を開催いたします。本日はご多用の折、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。私は、福祉事務所 障害福祉担当課長の藤本と申します。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、本分科会の委員に変更がございますのでご報告を致します。令和3年6月20日付で、枚方市障害福祉サービス事業者連絡会 関 容子委員退任の申し出がありましたため、本専門分科会委員を解嘱されましたのでご報告致します。新たな委員につきましては、ご推薦をお願ひしているところですので、就任が決まり次第、ご連絡させていただきます。

事務局側の出席者についてですが、本年4月、機構改革により、障害福祉の所轄については、健康福祉部 福祉事務所 障害福祉担当となり、人事異動もございましたので、改めてご紹介させていただきます。

【事務局紹介】

(事務局)

続きまして、本日の出席状況の報告を致します。本日は、和田委員よりご欠席の連絡をいただいております。枚方市社会福祉審議会条例で委員の2分の1以上の出席をもって開催すると規定しており、本日は委員数12人のうち、出席者はWEBでの出席者も合わせまして11人であり、開催要件を満たしていることをご報告致します。

続きまして、本日お配りしている資料について、ご確認をお願いします

【資料確認】

(事務局)

資料については以上でございますが、資料の過不足等ありましたら、事務局までお申し出下さい。

事務局からの報告は以上でございます。

(会長)

本日は、傍聴者はいますでしょうか。

(事務局)

3名いらっしゃいます。

(会長)

傍聴を許可したいと思います。

【傍聴者入場】

(会長)

それでは、案件に移りたいと思います。案件1について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、案件1の説明に先立ちましてお手元の障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の訂正について報告をいたしますので、資料と現計画冊子をご覧ください。資料に書かれたページ数は計画冊子の該当部分となります。簡単に説明させていただきますので、後ほど該当部分の修正をお願いします。それでは順番に説明します。

1番の訪問系サービスについては、表中の令和元年度見込み量を誤って記載しておりました。4番の居住系サービスにつきましても、平成30年度の見込み量を訂正しております。9番日常生活用具給付事業については、達成率の数値の誤りがありました。資料の裏面になりますが、10番の移動支援事業については令和2年度の利用時間数の実績に誤りがあり、計画作成作業時点の資料を基に積算し、達成率も修正しております。また、通学支援事業につきましては令和2年度の利用時間数の実績を修正し、単位を1年あたりに修正しまして、それに伴いコメントの修正をしております。

次に障害児福祉計画ですが、冊子133ページの1番通所系サービスは実利用者数にかかる達成率の積算誤りとなっております。2番訪問系サービスについては、平成30年度から令和2年度までの見込み量について前計画から転記誤りがあったものを修正しております。委員の皆様には恐れ入りますが、ご確認及びご修正をお願いいたします。

改めまして案件1「枚方市障害者計画(第3次)改訂版及び枚方市障害福祉計画(第5期)・枚方市障害児福祉計画(第1期)の令和2年度進捗状況について」ご説明をさせていただきます。

資料1枚方市障害者計画の令和2年度進捗状況一覧をご参照ください。前障害者計画の総括につきましては、昨年度9月の本分科会におきまして総括見込みということで一度報告をしておりますが、計画期間が終了したということで改めて報告をいたします。

当初平成24年度から平成33年度の10年間を計画期間としていました枚方市障害者計画(第3次)については計画の中間年度にあたる平成28年度に計画見直しを行い、平成29年3月に改訂版の策定を行った後、計画期間を1年前倒しし、令和2年度を終了年をいたしました。今回、令和2年度の進捗状況は改訂版の施策体系に基づきご報告をさせていただきます。

お手元の冊子現計画の第4章が障害者計画(第4次)となりますので、そちらをご覧ください。そちらに具体的な取り組み、施策、所管課を記載しておりますが、**資料1**の表左から4列目までが計画に記載している施策名、取り組み等の内容となっています。その右側5列目が令和2年度の実績としまして、個々の施策の取り組み内容と目標達成度合となっています。お手持ちの冊子は現計画ですので、施策の体系に若干の変更がございますが、おおむねイメージはできるかと思っております。目標達成度合については、**資料1**の1ページ目の右上に説明を記載しておりますが、目標の性質について、整備の完了等目標のゴールがある一点に定められるものだけでなく、一定の数値目標を維持するといった性質のものに分かれており、同様の観点で評価を行うことが適当ではないという意見が多数あったことから、昨年度の基準から一部見直しをしております。具体的には、☆が整備事業等で最終目標を達成した時点で事業を終了するといったもので、◎について

は継続的な事業で、一定の数値をクリアするといった目標設定により当該年度においては目標を達成しているというものです。事業継続中と注釈がありますので、わかるかと思えます。○は当該年度においては未達成だが、目標達成に向けて進行継続中のもので、次期計画については引き続き目標を掲げていき、いずれ達成に見込みがあると注釈されています。△は、課題があるため、目標の継続はするが、その達成に向けての取り組みについて見直し等が必要なものになります。▲は実現困難な目標であり、達成の目途が立っておらず、次期計画において目標の見直しが必要であるもの、×は事業に未着手であるもの、と6段階の評価としております。全体的に継続的な取り組みの事業が多いため今回の評価としては◎が多く、▲以下の評価はありませんでした。

説明の前にもう1点訂正箇所があります。資料の正誤表を併せてご覧ください。資料142ページの上段のチャレンジ雇用についての取り組みについて、令和3年4月の雇用人数が5名と記載していますが、先日の事前説明会におきましてご指摘をいただき、人事課へ再度確認をしたところ6名の誤りであるということでした。恐れ入りますが修正をお願いします。

改めまして、資料1の説明に入りますが、内容が大変膨大であるため、○、△等の評価のものを中心に今回の進捗状況のご説明をさせていただきます。

1ページからは、「1. 市民啓発及び地域との交流の推進」の「(1) 人権尊重の推進」において人権政策室の取り組みが○となっておりますが、人権週間事業が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことを受け○となっております。

今回の評価につきましては○が全体で21となっておりますが、そのうち11は人権週間事業と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当該年度のイベントを中止したことにより、こういった評価になっております。

8ページをご覧ください。「2. 障害者が安心できるまちづくり」の「(1) 公共施設の整備」みち・みどり室の公園施設の更新・改修・撤去等を行いバリアフリー化についての取り組みについては開発途中の案件が残っているとの理由から○の評価となっております。

次に、12ページの「3. 避難行動要支援者対策」につきましては「避難行動要支援者の把握」について危機管理室の取り組みである災害時要援護者避難支援事業の周知と要援護者の把握、災害時要援護者避難支援事業の周知について災害時避難行動要支援者名簿を作成し、関係者への提供について同意が得られた名簿情報を民生委員等へ提供などを行っていますが、評価は○となっております。

また、14ページにつきましても「(1) 常時の見守り及び情報把握」の危機管理室の取り組みとして「防災意識の高揚と地域での支援体制づくり」について防災についての啓発、緊急時の連絡方法等の周知、地域支援体制の強化について○の評価となっており、自主防災訓練の支援の実施等が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け規定数を満たしていないということで、こういった評価になっています。

次に16ページにつきましても「災害時における要配慮者の支援と福祉避難所の充実」の危機管理室の取り組みである障害者の安否確認、避難誘導、避難所生活における配慮などの安全対策の実施、体制整備、特性に応じた福祉避難所の充実についての名簿の作成により避難支援等関係者へ提供しているということにつきまして○の評価となっております。令和2年度には必要な事態は発生せず、おおむね必要な体制は整っているものではないかと思われます。

続いて23ページをご覧ください。「3. 障害児施策の充実」の中の「1. 保育・療育の充実」

の「(1)療育の充実・推進」について教育支援室(放課後子ども担当)の取り組みとしまして、発達障害のある児童を含め障害児童のニーズに応じた進路の選択が行えるよう、庁内及び関係機関との連携を図るといった取り組みで、入室前に保護者、児童会室職員、課内職員三者懇談の実施や保護者の了承の下、出身幼稚園・保育所等と情報交換を行うというものが、こちらにも懇談等の規定回数が新型コロナウイルス感染症の影響で予定数に満たなかったことにより、○の評価となっております。

25ページにつきましても教育支援室(放課後子ども担当)の取り組みについて、障害のある第5・6年の児童について、市内45か所で運営している留守家庭児童会室での受け入れにあたり、室全体の運営状況を踏まえて適切な人員配置をすることが記載されておりますが、評価が○にとどまっております。

続いて29ページの「4.生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供」の中の「1.地域生活への支援サービス」の「(1)障害福祉サービスの提供体制の確保と質の向上」につきましましては福祉事務所(障害福祉担当)の取り組みである新たな日中活動の場の確保と人材の育成について新規利用者を受け入れた事業者に対して、障害者日中活動系サービス新規利用者加算補助金を交付する取り組みを平成31年まで続け、一定の効果がみられたということで☆の評価しております。

次に35ページの「(2)多様な手法によるコミュニケーション支援」については、市議会事務局による「点字・音声・手話による情報提供」について、枚方市議会報の内容を全文掲載した点字・声の議会報を発行し、すべての希望者へ配布するとともに、枚方市議会報と市議会ホームページで点字・声の議会報のPR文の掲載などを行い、手話通訳者の配置については令和2年度に1件の実績があり、今後も枚方市議会報や市議会ホームページで周知を図っていくということで評価を○にとどめています。

続いて40ページ「2.保健・医療」の「(2)医療機関との連携」にかかる保健予防課の取り組み「在宅難病患者の地域医療」在宅療養ができる地域づくりに取り組むために、地域の医療関係職種等の医療ネットワークを構築するというものですが、難病ネットワーク部会実施者会議を開催し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問介護ステーションに向けて難病診療連携拠点病院である関西医科大学付属病院や保健所に求める役割についてアンケート調査等を実施したということについて○の評価をしています。

また、「病院からの地域移行」について、福祉事務所(障害福祉担当)の取り組みであります枚方市自立支援協議会精神障害者地域生活支援部会における医療機関等との連携につきましまして、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としまして、入院中の方との面会制限等があったため、今後の取り組みの見直し等も検討するというので、△の評価となっております。

続いて42ページの「5.就労支援の充実と社会参加の促進」の中の「1.一般就労への支援」の「(1)障害者の雇用機会の創出」について人事課の市職員への雇用に向けて目標に掲げる障害者雇用率3%の実現に向けての取り組みが令和2年度の雇用率が市全体で2.97%ということであり、○の評価となっておりますが、今後も引き続き障害者枠での職員採用試験を実施していくものです。

続きまして、44ページの「(1)就労支援機関との連携強化」についての福祉事務所(障害福祉担当)の新たな日中活動の場の確保などについての取り組みは、事業所の開設、定員の増加を行い、新規利用者を受け入れを行った事業者に対し、障害者日中活動系サービス新規利用者加算補助金を交付することで、一定目標を達成したため、令和元年度末をもって制度を終了し

ているということで、☆の評価としております。

次に48ページの「(3) スポーツ・レクリエーション活動への支援」につきまして、スポーツ振興課の市立総合体育館等での障害者のスポーツ環境整備、障害者のレクリエーション活動等の支援についての取り組みは、オストメイト対応トイレの設置などを実施し、評価は○となっております。

最後に、51ページをご覧ください。「6. 身近でわかりやすい相談窓口の充実ときめ細かな情報提供」の中の「(1) 相談・支援の充実」における福祉事務所(障害福祉担当)の取り組みである「地域生活支援拠点の整備」については、緊急時の受け入れ等についての体制などについて引き続き議論を要するために、障害福祉計画(第6期)におきまして目標設定を改めて行ったために、評価は△となっております。

資料1 についての説明は以上です。

また、先日行いました事前説明会でご指摘いただきましたものについては、補足説明をしますと、7ページ「公共施設の整備・改善」について、学校の設備改修について、改正バリアフリー法において、特定建築物に公立小学校等が付け加えられ、整備計画を示すことはできないのかというご意見をいただいておりますが、施設整備室の担当へ確認を行いましたところ、大阪府の教育長より令和2年度、令和3年度にバリアフリー関係の通知があり、整備目標を盛り込んだ整備計画の策定は要請はされているところですが、現在整備計画を策定するまでに至っていないとの回答を得ました。令和2年8月の大阪府の照会に対して、現状の整備状況としましては、多目的トイレは中宮北小学校のみが整備時期が未定となっており、建物の外部内部のスロープについて香里小学校、開成小学校のみが整備時期が未定、エレベーターにつきましては小中学校含め7校が整備済みと回答しており、これが現在回答できる学校施設のバリアフリー化の内容であるということです。文部科学省からバリアフリー化に関する整備目標を盛り込んだ整備計画の策定を要請されていることにより、今後企画、財政等を含め、検討すべき課題ではあると考えているという回答を得ています。

説明の中でも申し上げましたが、課題等になっている部分は、現行計画に引き継ぎ、課題解決に向けて取り組んでいくとともに、目標達成度合いを◎としている事業につきましても、今後も継続して取り組んで参りますので、よろしく願いいたします。

以上で、枚方市障害者計画(第3次)改訂版の進捗状況についての説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。ここまでの説明についてご意見・ご質問がある方はお願いします。

(A委員)

少し引かかったのが、これは枚方市のやってきたことへのまとめ、評価ですので、これはこれでいいのですが、40ページの精神障害者の病院からの地域移行のまとめについて、私は少し評価が違うのではないかとおもいます。

こちらの意見として聞いていただきたいのですが、訪問面接が今年できなかったということは事実で、これは新型コロナウイルス感染症によりそれぞれの病院の面会制限があったということが大きな原因です。そのことによって地域に移行するという活動がストップしていたという評価も一方ではありますが、主体となるこちらの働きかけ、部会の動きとしては、実際コロナ

禍でも、個別に対象者によって、あるいは病棟によって、病棟のスタッフによって、動くことができる場合には、地域移行の支援をかなりマメに行っているという部分もありました。もう一方で、今までは3つの病院がある中で、なかなか地域移行の動きというのはなかった他病院からも対象者がでてきているというのもあり、決してマイナスだけでの評価とは思っていないです。

一つは、課題として枚方の中は部会を中心に何年間かの医療機関との関係づくりの実績があります。その中でこういったコロナ禍という状況の中でも、お互いの状況把握ができる関係がある程度はできているが、他市にある精神科病院との関係がシャットアウトされているということが大きな問題だと思えます。枚方市民で他市の精神科病院に入院した方の状況把握ができない、病院から情報がほとんど聞けない、何も話してくれないということが現に起こっています。そのあたりのことを今後考えていかないといけないと私は思っています。

(会長)

意見でよろしいでしょうか。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

先ほどのご意見について、評価につきましては行政としての評価になりますが、コロナ禍の中で入院先の面会制限などにより、訪問面接の取り組みが実施できなかったこと、また、コロナ禍の影響が続く中で取り組みの検討が必要であるといった観点から、このような評価とさせていただきます。

その一方で、各支援機関に置かれましては、地域移行の取り組みが停滞しないよう、訪問面接に代わる支援を通じて、地域移行に取り組んでいただいておりますので、そのような取り組みもより効果的なものができるように、このような場での意見を踏まえながら、引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(A委員)

今後どうするかということ、こういう事態であるということも含めて、部会だけでなく、枚方全体の問題として一緒に考えていただきたいと思います。切に思います。

(会長)

ありがとうございました。この問題は全国で同じようなことが起こっているという様に聞いています。結局、地域移行だけでなく、コロナ禍の感染対策が、それに関連した世情が増えた等、なかなか表に出てこないことがあり、弁護士や後見人がかなり強く言うと面会ができる場合があるかもしれないですが、ほとんど誰も接触することができないということが起こっているということは恐ろしいことであると感じます。

他の方、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(B委員)

学校のバリアフリーの関係について前回も意見を言っていますが、整備計画の可視化、どういった形で計画するかはどこかに公表はされているのでしょうか。

また、25ページの留守家庭児童会の取り組みについて、最近の国の審議会の中では放課後等デイサービスの在り方の見直しの検討があがっており、1つは放課後等デイサービスが急増してい

るといことと、それに伴い本来の目的から逸れていること、いくつかありますが特に地域性があり、あまり考慮されておらずインクルージョンな場ではないということがあり、地域の留守家庭児童会との併設も含めた整備を考るとい項目もあり、恐らく今後、放課後等デイサービスの在り方もしくは留守家庭児童会の障害者受け入れというのは重要な取り組みになってくると思われます。この必要な人員配置を行うといった表記はありますが、必要な人員配置とはどういった配置なのかなど、今後医療的ケア児もかなり増えてくるのではないかとおもうので、こういったことに対する整備配慮はどうかということをし、この計画に載せる載せないは別にして、取り組みとして強化していただきたいです。

(会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

放課後等デイサービスの制度の改正、施設の変更については、今後情報収集に努め、対応していきたいと考えています。

また、留守家庭児童会等の運営については、医療的ケア児の観点からご意見をいただいておりますが、今般、医療的ケア児に対する支援に関する法律が6月に制定され、9月に施行となり、こういったことを踏まえ、一つの責務として一定対応を求められておりますので、市としてはそういったことは検討対象になるかと思ひます。

(B委員)

またいずれ、具体的にお話しできればと思ひます。

(会長)

他にご意見、ご質問いかがでしょうか。

(C委員)

2点あります。1点目は7ページの施策名「公共施設の整備・改善」のところで、先ほど事前説明会の検討課題ということで説明いただきましたバリアフリー整備に関するのですが、枚方市のホームページでの「枚方市の施設のバリアフリー情報」に枚方市内の学校のバリアフリー情報を掲載していただきたいということが、意見要望です。枚方保健所や生涯学習センター等、様々な枚方市の建物のバリアフリー情報がわかりやすくなっているページで、ここに各学校のバリアフリー情報を掲載していただくと、非常にわかりやすく、整備計画にも役立つのではないかとおもうのですが、これは障害福祉担当課で掲載することはできるのでしょうか。

2点目は、昨年度の本分科会でも要望しましたが、12ページの施策名「避難行動要支援者の把握」について障害福祉サービス等の事業者に災害時の利用者の安否確認や避難誘導等の役割を担うよう枚方市から協力要請していただきたい。その際、例えば、何時間以内に利用者の安否を確認できない場合は、危機管理室等の担当部署に氏名、住所、必要な配慮等を伝える。あるいは、避難誘導、避難支援が必要な場合で、事業者ができない場合は、危機管理室等の担当部署に氏名、住所、必要な配慮等を伝える等のルールを明確にしたい。今年5月にも土砂災害の危険があり避難指示が出ていますが、昨年度から要求をしていますので、早急に危機管理室と協議をし、対応を検討していただきたいです。

(会長)

事務局いかがでしょうか。2つ目は2回目か3回目ということでしょうか。

(事務局)

C委員の要望について、資料1の、施設のバリアフリー情報につきましては、市内学校のバリアフリー状況の掲載については、先ほど報告しましたとおり施設整備室の学校施設の整備の担当のものに内容を確認し、計画の策定等についても今後検討していくべき課題であるということで、回答を得ていることから、整備計画の表面化等についてのご要望と、現在のバリアフリー情報の掲載について可能であるかについて検討をお願いするよう伝えてまいります。

2つ目の避難行動要支援者の関係について回答します。危機管理室へ確認した内容になります。今年5月より避難情報等が警戒レベル1から5までに分けて発表されるように変更されましたが、要配慮者の中には、その情報について理解することが難しい方もおられることは認識しております。枚方市では避難行動要支援者名簿の整備を行っており、それに基づき実際に避難が必要となった際には、自主防災組織や民生委員などが支援を行うよう取り組みを進めているところです。災害時においては要配慮者の状況を普段から把握されている事業者の方にも安否確認等でご協力をお願いしたいと考えております。また、避難情報等については、今後周知を努めていくため、事業者等への出前講座も行っておりますので、ご相談ください。

(会長)

C委員いかがでしょうか。

(C委員)

2つ目の災害時の避難の関係についてですが、障害福祉担当より事業者への通知等、検討していただきたいということだったのですが、いかがでしょうか。事業者連絡会としても、必要であれば協力させていただきますが、具体的な要請についてはいかがでしょうか。

(事務局)

何時間以内に利用者の安否を確認等具体的に決まっていますが、今後大規模災害等も考えられますので、ご協力をお願いします。

(会長)

まだ、議論がこれからという部分もあるかと思いますが、C委員よろしいでしょうか。

他の方がいいでしょうか。また後で思いついてからでも結構です。では続きまして資料2に移りたいと思います。事務局お願いします。

(事務局)

それでは、「枚方市障害福祉計画(第5期)・枚方市障害児福祉計画(第1期)の成果目標の進捗状況について」説明させていただきます。

障害福祉計画と障害児福祉計画はそれぞれ障害者総合支援法と児童福祉法に基づく計画でございます。法に規定します障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を定めるものでして、第5期及び第1期の計画として平成30年度から令和2年度の3年間に

において各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策、整備方向について示したものとなっております。また、国の基本指針に沿った成果目標及び活動指標を設定することとされています。昨年度、障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）については、本専門分科会でご審議いただき、この3月に策定したところです。第6期及び第2期の計画冊子は年度当初に送付をさせていただいておりますが、その冊子の第5章の節として、障害福祉計画（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）の達成状況を見込みとして掲載をしております。このたび計画期間の3年間が令和2年度で終了したことから、改めて結果をご報告いたします。

お手元の資料2-1が成果目標、資料2-2が活動指標の表となっております。これらの「成果目標」と「活動指標」については、国の指針では少なくとも毎年1回、進捗状況の分析・評価を行うこととされています。本市でも障害福祉専門分科会において計画の進行管理を行うこととしていますので、本日、令和2年度の実績、進捗状況についてご報告いたします。

資料2-1をご覧ください。

最初の枚方市障害福祉計画（第5期）・枚方市障害児福祉計画（第1期）と上に書かれているこの表は、障害福祉計画・障害児福祉計画の冊子に記載している、「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方に基づく成果目標」の各項目を表にしたものです。

障害福祉計画を策定するにあたりましては、国が示される「基本指針」、それから大阪府が出された「基本的な考え方」に沿って策定することとされておりましたので、成果目標の項目や目標数値の設定については、国の指針、大阪府の考え方に基づいた内容としています。

上から順に説明いたします。

「施設入所者の地域生活への移行」として「(1) 施設入所者の地域移行者数」ですが、平成28年度末時点の施設入所者193人の9%以上の18人を、令和2年度末までに地域移行することと設定しています。平成29年度の地域移行者数は5人、平成30年度は7人、令和元年度は4人で、令和2年度は7人で合わせて23人という結果となっておりますので、目標は達成しています。これら23人の内訳は、身体障害者、精神障害者の方で自立訓練系施設から家庭復帰された方がおよそ半数を占めております。そして、地域移行先として家庭復帰について多いのが、グループホームで6人、その6人はすべて知的障害者の方となっております。その他は、民間住宅が2人、住宅型老人ホームが1人、複合型住宅が3人となっております。

また、「(2) 施設入所者の削減数」としては、平成28年度末時点における施設入所者193人から2%以上削減することとして、令和2年度末までに4人を削減の目標数として設定します。平成29年度から令和元年度までの入所者数は26人、退所者は39人で、令和2年度の入所者数は11人、退所者は15人で、令和2年度末時点においては、17人の削減となり、施設入所者数は176人という結果となりましたので、目標を達成しています。

次に「(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」につきましては、国の指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関連して、「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を令和2年度末までに設置することとされておりました。本市におきましては、入院中の精神障害者の地域移行の取り組みを行っている自立支援協議会精神障害者地域生活支援部会がすでに同様の取り組みとして活動していたことから、当該部会をこの協議の場として位置づけ、活動内容の充実を図っていくこととしています。

協議の場の関係機関としては、大阪精神医療センター、関西記念病院等の市内4病院、障害

福祉サービス事業所が5事業所、介護保険の2事業所が構成員となっています。これらの関係機関が集まり、令和2年度は、会議や研修等を計4回開催しました。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で病院の面接制限があり訪問面接による継続支援の実績はありませんでしたが、令和3年度の取り組みについてはどのように実施していくか検討中であります。

続きまして「(4) 地域生活支援拠点の整備」につきましては、自立支援協議会幹事会において、検討を行っているところですが、目標の令和2年度末までの整備は実現できなかったため、現計画に引継ぎ令和5年度末までの整備を目標としているところです。

次の(5)から(9)は「福祉施設から一般就労へ向けての取り組み」としての項目で、まず、「(5) 福祉施設から一般就労への移行」としましては、平成28年度の1.3倍以上になることを府域の目標として設定し、この目標数値を市町村毎に按分し、令和2年度、本市においては66人を目標として設定しています。令和2年度における数値は、大阪府の調査において府内各事業所の回答をとりまとめている最中のため、令和元年度の数値を記載しています。その実績については、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携して開催したエル・フェスタの開催や福祉施設の職員を対象とした研修会の開催などであり、福祉施設から一般就労した障害者は75人となっています。

次に「(6) 就労移行支援事業の利用者数」としましては、令和2年度末における利用者数を140人という目標数値を設定しています。令和2年度末の利用者数は150人で、目標数値は達成しております。

次に「(7) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加」として、令和2年度末における就労移行率が、3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標として設定しています。数値については現在調査中で令和元年度の数値を記載しております。昨年度の数値は7事業所で、就労定着支援ワーキングや、研修会や企業見学などを行い、3割以上の事業所が3か所あり、割合は3割となっております。先日お配りした資料につきましては、2か所、2割と誤った記載をしておりましたが、今回正誤表をお配りしておりますので、訂正をお願いします。

次に裏面の「(8) 就労定着支援事業による1年後の職場定着率」として、支援を開始した時点から、1年後の職場定着率が80%以上となることを目標としています。就労定着支援事業は、法改正による令和元年度からの新サービスで、一般就労に移行した人に対して、勤務先や自宅への訪問などにより就労継続できるよう支援を行うものですが、こちらも令和2年度の数値につきましては現在調査中であるため、令和元年度の数値を記載しております。令和元年度の実績としては100%となっています。なお、令和2年度末時点での支給決定者数は67名となっています。

次に「(9) 就労継続支援(B型)事業所における平均工賃額」としましては、令和2年度の目標額として、14,300円としています。この項目は、大阪府独自の成果目標として設定をするもので、見込み方としては、個々の就労継続支援B型事業所において設定された目標工賃の平均額14,282円を踏まえて設定したものです。こちらにつきましても令和2年度の工賃額については、記載できておりませんが、これは各事業所に対する調査がこれからのため、現時点では数値がまだ集計できない状況のためです。参考として令和元年度の数値については13,155円となっています。市の取り組みとしましては、福祉施設職員による共同受注ワーキング及び共同販売ワーキングを毎月1度開催し、エル・チャレンジや枚方市からの委託業務の共同受注や販売コーナーへの共同出店などを実施しております。

続きまして、「障害児福祉計画」に係る成果目標の実績についてです。こちらは旧計画冊子では12ページに掲載しているものです。

「重層的な地域支援体制の構築」として、「(1) 児童発達支援センターの設置」、「(2) 保育所等訪問支援の充実」の項目があります。これは国の指針等では令和2年度末までに少なくとも1か所以上児童発達支援センターを設置し、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなっているものです。本市におきましては、既に児童発達支援センターが設置されており、保育所等訪問支援も実施されていることから、目標は達成しております。

次に「(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」につきましては、児童発達支援事業所7か所、放課後等デイサービス事業所9か所としております。これは、大阪府全体の目標値や、本市における事業所の設置状況として、当時、児童発達支援が5か所、放課後等デイサービスが7か所であったことを踏まえて、増加することを目標として設定をしているものです。現在の事業所数については、児童発達支援4か所、放課後等デイサービス7か所となっており、目標は未達成であるため、現計画に引き続き目標設定を同様の数値で行っております。

次に「(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」につきましては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を、令和元年度末までに設置することを目標としておりまして、令和元年度においては、枚方市医師会、歯科医師会、関西医科大学附属病院、訪問看護ステーション連絡会等の医療機関、交野支援学校、障害児通所支援事業所、枚方市庁内の関係課として保健所、児童生徒支援室、子育て運営課、子ども発達支援センターで構成される「枚方市医療的ケア児等支援連絡会」を設置し、医療的ケア児に対する支援やサービス内容等の情報や意見交換等を行うこととなっておりますが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症予防の観点から会議の実施を見送っているところです。また、連絡会議には、医療的ケア児等コーディネーターも含んでおり、このコーディネーターについては、障害児福祉計画の活動指標として、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを1名、配置するとして見込んでいるものです。医療的ケア児等コーディネーターの配置については、枚方市における基幹相談支援センターであり、医療的ケアを必要とする障害児・者の支援活動に長年取り組んできた事業所に対して委託契約を行い1名の配置を実施しております。

続きまして資料2-2については先ほどにも説明をいたしましたが、福祉計画につきましては障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるものでして、各年度における福祉サービス、相談支援等の必要量の見込みを定めることとされているものです。

なお、本日は時間の関係も有りますので、資料2-2につきましては見込み量と実績において顕著な差があるものについて2・3の説明とさせていただきます。

それでは資料2-2の1ページの短期入所につきましては見込み量の伸び幅に対し実績の伸びがみられず、また令和2年度に関しましては利用者数が半減しているところです。利用日数が利用者数より緩やかな減少であることから、コロナ禍の影響によりライトユーザーの利用控えがあったことが推測されます。

続きまして2ページの共同生活援助については、見込み量ほど実績の伸びがみられませんでした。市独自の補助金により、グループホームについては一定の新規開設は見られますが、特に重症者に対応できる事業所の整備が望む声が多く聞かれるところであり、地域で生活している人の潜在的ニーズも高いと思われ、今後も整備促進に向けた取り組みを行って参ります。平成30年に始まった就労定着支援については、令和元年度の利用者数が急激な伸びを示しましたが、令和

2年度には緩やかな増加となっており、制度の周知が十分になされたものとなっております。

4ページにございます移動支援については見込み量は増加を見込んでいるところ利用実績については見込み量ほどの伸びは見られず、現計画においての実績をもとには見込み量の見直しを行っております。ただし、令和2年度の実績の落ち込みについては、コロナ禍による出控えの大きい影響が大きいと思われ、現計画の見込みの算出にあたり一定の調整は行っております。

対照的に、日中一時支援事業については平成28年の報酬体系の見直し後見込み量の伸び幅をはるかに超える利用実績の伸びを見せており、現計画において見込み量を大幅に上方修正をしております。移動支援事業についても、社会参加等についての需要がなくなっていくということは考え難く、ガイドヘルパーの養成等はまだまだ必要な取り組みであると考えております。

以上で障害福祉計画（第5期）、障害児計画（第1期）についての説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。細かい数字も出てきましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

(C委員)

2点あります。

1点目に施設入所者の地域移行者数について、昨年度含めて何度か議論をさせていただいておりますが、地域移行先の区別、例えば一人暮らしなのか家族と同居なのか、グループホームなのか、あるいは有料老人ホームやサ高住等の複合型住宅なのか、区別とその人数の内訳を明らかにしていただきたい。また、地域移行の際の支援機関の有無とその区別、例えば市役所なのか相談支援センターなのか重度訪問介護事業所等なのか、区別とその人数の内訳を明らかにしていただきたいです。

昨年度も要望しましたグループホームの大規模化や集合住宅という課題に対して、数値の内訳を区分するのは難しいとのことでしたが、これであればできるのでは。なぜこれを言うかという、1つは地域移行先がどういうものなのかということの区分けと、またそこに至る過程について枚方市として何らかの支援の結果として結びついているのかどうかということが、まずこの数字をもとにわかっていくのではないかとということで、明らかにしていただきたいです。

2点目は、施設入所者の削減数について、退所者数と入所者数の差であると説明をいただきましたが、入所に至る原因の区別、例えば高齢化等による家族介護の困難によるものなのか、あるいは事故や病気による入院からの入所等なのか、その原因とその人数の内訳を明らかにしていただきたいということで、これは新規で入所する方がおられるということで、施設入所の原因がどこにあるのかということを知りたいためです。

(B委員)

地域移行については、進捗をどう見るかということを経らく議論をしてきました。地域生活支援拠点事業の議論も含め、地域移行の在り方については議論をしっかり行い、計画的に進めていかなければいけないと思います。C委員の意見にも関連しますが、地域移行もしくは施設への入所についての課題は、そういうことを計画を進めるもしくはそういったことを制限できる時間をつくって、こういった審議会等で進捗を報告するということが必要であると思います。データだけを見ると、たくさん地域へ移行したというようになっていても、C委員の意見のとおり、どこに移行したのか、どういった経緯で移行したのかということによっては、本当にそれを地域移行と

呼んでいいのかということが問われると思います。そういったことを取り扱う機関の位置付けに
関しては議論を要するところですが、計画に基づく進捗なので、行政がしっかり設置をし、定期的
な報告を行い、それによって計画の実行性を持たすということを取り組みとして進めるべきであ
ると思います。

(会長)

お二人の意見を踏まえ、事務局は何かありますか。

(事務局)

先ほど、退所する元の施設のおおよその内訳と地域移行先についてのおおよその内訳はご説明
しました。ただ、家庭復帰が一人暮らしか、家族と同居か、ということまではお伝えできていな
かったと思います。

おっしゃっていた数値について、公表できる範囲等について内部で検討し、何らかの形で回答
させていただきます。本日はここまでの報告とさせていただきます。

(B委員)

本会議は進捗を管理する会議なので、進捗の在り方についての提言はしっかり聞くべきだと思
います。地域移行とは元々どういった定義なのか、ということをしかり表現するべきですし、
例えばグループホームへ地域移行したとしても、元々いた施設がつくったグループホームへ移っ
た場合、それは本当に地域移行と呼んでいいのか、施設は虐待の関係で一切施設はされていない
のに、地域に帰り、一定のホームに入ると玄関はすべて施設されているなど、実態をどう見るか
ということを見ればわかるので、経過についてや何を達成すべきかということがしかり
管理されているかということが大切だと思います。

(会長)

意見ということで、口頭で報告があるのであれば、その数字を資料にすればいいと私も思いま
したし、その分類の方法で家庭復帰という言い方も含めて1度整理した方がよいと思います。ま
た、あつという間に施設希望の声があがってしまうと思います。

進捗状況を分析することを、どこまで、どこがするのかということがまだはっきりしませ
んが、そういう場がない、ただ数字だけ見ているのもなかなかもどかしい気がしています。

ありがとうございます。他の方いかがでしょうか。時間が押しておりますので、先に進めます。
続きまして案件2「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例の制定について」事務局か
ら報告をお願いします。

(事務局)

それでは資料4についてご説明させていただきます。本市におきましては、従来より手話教
室などによる手話の普及啓発や手話通訳派遣等の情報保障施策を推進してきたところですが、改
めて、手話への理解と普及並びにろう者の自立と社会参加の促進を図り、すべての市民が安心し
て共に生きる地位社会の実現を目指す、令和3年3月に「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話
言語条例」を制定し、令和3年3月15日付けでの施行となりました。条例策定は、(仮称)枚方市

手話言語条例策定審議会において当事者を含めた委員による審議を行なうとともに、手話サークルからのアンケート、市民意見聴取などを実施しました。条例の内容としましては、前文に、手話が文法体系をもち、音声ではなく手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現をする言語であり、ろう者が工夫して作り上げた、重要かつ不可欠なものであることなど条例制定に向け至った背景などを記載しています。

第1条には目的を、第2条では用語の定義をそれぞれ規定しています。

第3条は基本理念として、手話への理解及びその普及の促進は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提に行われること等を定めています。

第4条は市の責務を定めるもので、手話に対する理解とろう者への理解のため総合的かつ計画的な施策を推進することのほか、手話への理解と促進を図ることや学びの機会を確保すること等を規定しています。

第5条は市民の役割としまして、市が行う手話に関する施策へ協力するよう努めること、また第6条は事業者の役割として、利用しやすいサービスを提供することやろう者の働きやすい環境整備に努めることなどを定めています。

第7条は意見聴取としまして、市が手話に関する施策を推進していくにあたって、必要に応じ、当事者や他の関係機関などから意見を聴くこととしています。

本条例は、ろう者はもとより、障害がある人もない人も全ての市民が互いに支えあい、心豊かに安心して、いきいきと活動できる住みよいまちの実現を目指すもので、名称も広く市民に親しみやすくわかりやすいよう、「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」としました。

今後は、条例の周知や手話の普及啓発に向け具体的な取り組みをすすめてまいります。

なお、令和3年4月からは、利用者自身がお持ちのスマートフォンやタブレット端末を利用し、画面越しの手話通訳が可能となる遠隔手話通訳を実施しています。これは、非接触で行う手話通訳であることから、新型コロナウイルス感染症予防としても有効であると考えております。4月から7月までの実績は、事前登録されているのは7月30日現在45名です。利用件数は初期の開始連絡を含めて245件です。また、4月からは国の施策となりますが、電話リレーサービスも開始されております。

今後はこの条例や事業につきまして、パンフレット等を作成し周知を図ってまいります。簡単にはございますが、手話言語条例の策定についての報告をさせていただきました。

(会長)

ありがとうございました。この案件についてご意見、ご質問がある方はお願いします。

(B委員)

245回の利用について、内訳はですか。

(事務局)

細かい時間帯についてはありませんが、月別の数値はあります。ただ今回の245件は初回の開始連絡も入っており、それを除くと112件になります。1回の通話は15分以内となっています。延べ時間数等の資料はありません。

(会長)

B委員よろしいでしょうか。他の方がいいかですか。
そうしましたら、案件3に移ります。事務局お願いします。

(事務局)

それでは次に、「地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みについて」説明します。資料3-

1をご覧ください。「1.政策等の背景・目標及び効果」としまして地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を地域の実情に応じて整備するものとされており、本市においては枚方市障害福祉計画(第6期)の成果目標として、令和5年度末までに整備することとしており、効果的な整備に向けての取り組みを行うものです。

内容として、地域生活支援拠点の整備については、当初厚生労働省より、第4期障害福祉計画の基本指針においての成果目標として、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とされていましたが、整備が必ずしも進んでいない状況を鑑み、期限を先延ばしされています。

本市においても、整備に向け、運営形態等について自立支援協議会で協議を続けてきましたが、整備方針の決定には至らなかったため、枚方市福祉計画(第4期)から(第5期)へ目標を順送りし、現在の(第6期)の成果目標として再度設定し令和5年度末までに整備することとなっているもので、令和5年度末への整備に向けて、引き続き取り組みを行っていく必要があると考えております。

「(1)地域生活支援拠点等の目的・機能について」は地域生活支援拠点等は、障害者等の重度化や高齢化や親なき後に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持っています。

1つ目が緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用を行うことによって、地域における生活の安心感を担保する機能を備えるもの、2つ目は体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制の整備により障害者等の地域での生活を支援するものです。更にその機能としては原則、5つの機能の全てを備えることとされていますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村が行うこととされています。5つの機能は①相談(地域移行や親元からの自立等について)②一人暮らしやグループホーム等での体験の機会の提供③緊急時の受け入れ(短期入所の対応等の向上)④専門性の高い人材の確保・養成、連携を図ること等⑤地域の体制づくり(サービス拠点やコーディネーターを配置すること等)が挙げられています。

「(2)整備の形態について」は地域生活支援拠点等の整備手法として大きく2つに分類をされています。資料3-2をご覧ください。こちら厚生労働省の資料でありまして、2つの整備手法がイメージで記されています。1つ目としては左側の図、多機能拠点整備型というもので、居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援するものです。例としましては、グループホーム・ショートステイの併設施設を整備、相談支援センターの機能を併せ持ち、緊急受付やコーディネイトを見直すものとなっております。2つ目としては右側の図、面的整備型というもので、拠点機能について1つの施設・事業所で賄うということをせず、地域において居住支援のための機能を持つ事業所が輪番制で24時間体制の受付し、地域の障害者を支援するもので

す。例としましては、緊急時の受け入れについては相談支援センター等が輪番制で24時間体制の受付コーディネイトを行い、登録事業者の短期入所等へ繋ぐといったものになります。ここで、資料3-2裏面をご覧ください。

こちら厚生労働省の資料になりますが、令和2年4月時点の全国の整備状況で、下の部分に整備に当たって困難な課題が挙げられておりまして、専門的人材の確保・養成や緊急時の受け入れ・対応についての声が上がっているとのことでした。また、地域の社会資源の不足や財源確保も課題になっているということです。

そして「(3) 整備に向けた考え方」としまして、今の厚生労働省の資料で課題として挙げられていたものと同様に、令和元年度に大阪府の方で、地域生活支援拠点の整備促進のために、まず取り組むべきこととして、整備が進んでいない状況からこういった提案がされていますが、「緊急時の受け入れ・対応の体制づくり」を示し、地域の実情に併せて段階的に取り組むことから、提言されています。まず取り組むべきところは、対象者を事前把握するとともに、緊急時にかかる相談受付を可能とし、その際の支援の流れを明確にしていくというものでした。そのための手法としては、3つ挙げられておりまして、①緊急時とはどういった場合かという定義付けをはっきりさせること ②受け入れ施設の対応が難しくなるため、事前に対象者を把握した上で利用の登録を行い、緊急時にスムーズに短期入所等を利用できるようにするというもの ③緊急時の体制確保に向けたネットワークを構築すること が提案されています。

以上で「地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みについて」の説明を終わらせていただきます。

それから、前回事前説明会でいただきました資料3-2の裏面の整備類型の表にありますその他の整備類型とは具体的にどのようなものかというご質問について、厚生労働省へ問い合わせたところ、具体的なことがわかっているものがほとんどないのですが、一定説明ができるものは2つあり、1つは小規模の町村が基幹相談支援センターのみを設置している状態で、そちらのセンターにコーディネイトの役割を持っていただき、近隣町村と連携して体制を整備するというもの、もう一つについては現在の社会資源についてそれをネットワーク化していくといった回答があったために、分類ができないのでその他の整備類型に分類されているという回答を得ておりますので、付け加えておきます。以上で説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。国の回答もよくわからないですが、なかなか色々な問題が孕んでいられるものですが、質問をお聞きする前に私からお尋ねしたいのですが、結局自立支援協議会の方でも協議を続けて来られたということですが、整備方針の決定には至らなかった主な議論・論点を教えてください。お願いします。

(事務局)

これまでの議論の中では、コーディネイターの役割を誰が担うかという部分で一定入所等の施設についてはあるとしても、それをコーディネイトする役割の方がなかなかどなたにということが難しいという話を中心にはなっておりました。その中で面的整備を一定目標としまして、事業所の方にコーディネイターの役割を例えば輪番でとっていただくか、という議論が中心になっておりましたが、なかなか24時間体制の相談受付等についても対応が難しいということで、人的な資源の部分で大きな問題があるということが中心にあったと思います。

(会長)

ありがとうございます。B委員とその隣の方も先ほど手を挙げていただいておりますので、一言ずつどうぞお願いします。

(B委員)

議論というよりは、国が示している拠点事業とはどういった役割なのかということの読み込みをどうするかということにかなり時間を費やし、どういった機能を持たすべきかということと、去年は新型コロナウイルスの関係で以前は他の市町村がどういう体制整備をしているかという視察にかなり行ったのですが、どこの市も四苦八苦し、あるものを繋げたり、市によってはそれなりの予算を組んで体制を組んではいりますが自主的に機能しているかと言うとそうではない実態があったり等、この中で恐らく一番ポイントになると思うのが、やっぱり地域移行と先ほどの施設入所をどう防ぐとえば語弊がありますが、地域生活をどう作り上げていくかということ、それは恐らくこの好事例が示している内容かわかりませんが、保育・教育から始まり、働くということもしくはそして地域で暮らすということをどうイメージするか、それをどう具現化するかということ、そういったイメージが、どういったサービスを使ってもらおうかというよりはどういった生活をするかというイメージを持って作っていかないといけないと思います。そういったことに重きを置いて議論していかねばいけないと思っています。新しく取り組まないといけない今後の議論について、財政的なことも含めて行政がどう考えているのかということと、社会資源の繋がりをどう作るかということ、サービスを基準に考えるとどうしても福祉サービス、教育、労働をバラバラになってしまうので、一連で繋がった取り組みができるような仕組みづくりが必要であると考えており、そういった議論をこれから行っていこうと思っています。

(会長)

ありがとうございます。

(D委員)

意見があります。今この資料を見て、事務局から説明がありましたが、ろう者や知的障害者が見てわかるようにルビを振ってほしいと思います。ルビがあれば理解ができると思うのですが、ルビがないとわかりにくいので、今の厚生労働省からの資料のことです。そういうのも含めてご配慮いただければと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。C委員どうぞ。

(C委員)

地域生活支援拠点の整備で、会長からの質問とも関係しますが、資料1のP49の枚方市自立支援協議会に関するところで、この議論も含めて整備がまだできていないということですが、幹事会に関しては開催ということですが、全体会はここ2年間開催されていないということで、何故オンライン開催や書面での開催を行わないのか、質問ではなく要望になります。私も委員をしていますが、個別に聞く機会はあるのですが、何が協議されているのか、関係機関でさえ知る機会や意見を述べる機会がない状況が2年続いているということは問題ではないかということと、やはり

公的な機関である以上、当事者も含めた様々な立場の人が情報を知り、議論に参画するシステムというのは必要であると思いますので、そういった対応、開催をお願いしたいです。行政と支援センターの議論でなかなか進まないということもあるでしょうし、全体会の開催が必要ではないでしょうか。

また、枚方市障害福祉サービス事業者連絡会の方でも地域生活支援拠点の整備について、どういった課題があるかということを経営者とも共有し、情報交換を行い考えていく企画も検討しているということをお借りしてお伝えします。

同様に資料1のP53の障害者差別解消法への対応について、これも2年間事務局会議以外開催されていないということでこれも何故オンラインや書面等で情報共有を行わないのか質問です。関係機関の情報の共有、あるいは分析ということに関してできていないということが課題であると思いますので、早急な対応をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。事務局どなたか回答をお願いします。差別事案が一つもでていないということでしょうか。あるいはオンラインではなかなかしづらい会議なのではないでしょうか。

(事務局)

自立支援協議会の本会につきましては、おっしゃる通り前年度と前々年度開催ができていない状態です。2年前のものにつきましては開催を予定をしていたのですが、直前に新型コロナウイルス感染症予防の関係で延期せざるを得ない状況でしたが、昨年につきましては申し訳ございませんがこちらの不手際でスケジュール等の調整がつかずでしたので、今年度につきましてはWeb会議もしくは書面会議等で開催を行っていきたくと思います。

また、差別解消の地域支援協議会につきましても、同様の状況で2年間の開催が行われていないことは、こちらとしても由々しき事態と考えておりますので、今年度については開催を予定しております。ただ、差別事案につきましては毎月行っております事務局会議で自立支援協議会幹事会の方にご相談等しながら、案件につきましては一定の報告等は行っている状況です。案件等そんなに数がなかったのは事実です。

(会長)

C委員よろしいでしょうか。

(C委員)

はい。よろしくをお願いします。

(会長)

ありがとうございます。他に地域生活支援拠点についてご質問、ご意見いかがでしょうか。

(E委員)

障害者差別についてですが、令和3年5月に民間事業者が合理的配慮に関しては、努力義務から義務化という改正案が通ったかと思っておりますので、やはり力を入れてそのあたりも周知していただく必要があると思っています。

(会長)

ありがとうございました。他の方はいかがでしょうか。地域生活支援拠点についてはいろいろな見方ができると思いますが、国の絵がこういった風に書かれていますので、少し昔のコロナーではないですが、新手の入所的な要素を持ちそうではないかという懸念も私の中でもありまして、なかなか扱いが難しく、慎重にならなければいけないと個人的には考えております。後は、誰がこれだけのことをできるのかということもその通りだと思います。

全体を通して、何でも結構です。特に発言されていない方、ご意見、ご質問ありましたらお願いできますでしょうか。

(A委員)

おそらくは、これから枚方でどういう風に作っていくか、大事なところにきていると思うのですが、先ほど地域移行の話を見せていただきましたが、色々な方々が地域で暮らしていけるという体制を作っていく、そのためにはこの地域生活支援拠点、新拠点を街全体、枚方でどう作っていくかということが求められてきていると思います。そのあたりを私たちも幹事会含めてやっていかないといけないと思いますが、まず課題は何かということも共有し、みんなでこの1年進めていければと思っています。

(会長)

ありがとうございました。他よろしいでしょうか。

そうしましたらこれですべての案件が終了いたしました。事務局から何か連絡等ありますでしょうか。

(事務局)

特にありません。

(会長)

それではこれを持ちまして、令和3年度社会福祉審議会 第1回障害福祉専門分科会を閉会いたします。皆さんありがとうございました。

閉会：午前11時50分